

---

---

# 臨床社会学の方法

## (39) 脱暴力支援のソーシャルワーク

中村 正

---

---

### 1. 暴力の加害者対策再整理

雑誌『現代思想』(2022年7月号、青土社)が『「加害者」を考えるー臨床・司法・倫理ー』という特集を組んだ。私は、「加害行為研究の視界-加害性・暴力性・暴力の文化・マイクロアグレッション」と題した論考を寄せた。犯罪は刑法などの刑罰法規に規定された構成要件に該当する違法な行為のことである。したがって、加害者のなかでも犯罪者は法律に基づき裁きの対象となるが、私に関心を寄せている加害は広い意味である。犯罪の枠内には収まらない諸相をあつかう。

たとえば、いじめ(いじりも含む)、各種のハラスメント、DV、虐待(子ども、高齢者、障害者など)、指導における暴力、ヘイト行為、社会的差別など、禁止の対象ではあるがすべて犯罪とはなっていない一連の行為がある。加害者に対して民事上の損害賠償を請求するなどで裁判になることはある。刑事事件として処罰されるものもあるし、まだ犯罪化されていないものもある。一部は徐々に犯罪とされている。加えて、何よりも防止や予防についての取り組みが有効である。さらに、

「介入と支援」について、従来にはない対策の議論が必要である。重大な問題行動となれば、既存の法律で対応されるが、DV罪、虐待罪、ハラスメント罪が創設されればよいというわけでもない。そして、対応する際に、刑事罰だけがよいとも限らない行為群である。ようやく暴力問題として浮かび上がってきたこれら諸問題への対応には、暴力排除のための介入はもちろん必要だが、支援、つまり脱暴力化支援も組み合わせることが必要である。

また、社会問題として可視化されていない問題群も多い。たとえば、2017年の刑法改正で男性への性被害が浮かび上がり、実態調査がなされているが、これも社会問題として構築されてこなかった。こうしたテーマは多い。それをどのように社会制度として組成すべきかについての理論的根拠、政策・制度のあり方、臨床的な手法の開発など、課題は山積していることは本連載で繰り返し指摘してきた。

こうした文脈で「介入と支援」を展開する場合、支援の内容は脱暴力化、再発防止である。それは罰だけでは難しい。諸外国の先行する取り組みからすると、ジェンダーの観点を活かした、社会教育的・心理

教育的なアプローチが必要である。現在、性加害、ハラスメント加害、DV や虐待の加害、体罰など、暴力加害後への脱暴力支援をめざす、いわゆる「加害者対応」を根拠づけるための制度は、保護命令・接近禁止命令制度以外に、公的には存在していない。民間のクリニック、心理相談の組織や団体、当事者主導型のグループ、援助職者個人、研究グループが自主的に取り組んでいる段階である。公的な制度を構築すべく、DV を扱う内閣府が加害者対策についての調査研究事業として、加害者プログラムを自治体と協力して試行的に実施するところまできた。

私は、男性性ジェンダーに関心をもつ臨床心理士・公認心理師らと、いずれ日本社会においても本格的な加害者対策が組織されるだろうと考え、任意に参加することのできる、男性を対象にした脱暴力のグループワークを二箇所で開催している。

一つは京都府の支援で取り組む DV 加害男性向けの脱暴力グループワークである。月に2回を4ヶ月で1クールとしている。それを3クール実施し、合計24回となる。クールとクールの間にはリフレクション個人面接を実施し、クールでの変化と次のクールでの課題を明確にする。これで一年かかる。状況の変化を見ながら、もう一年続ける。全部で6クールとなり、合計48回のセッションである。第1クールの前に、5回の個人面談を実施し、グループワーク参加への準備を行う。これは初回面接も兼ねており、自分の問題の認識具合、他罰性の度合い、行動変容の可能性、グループワーク参加への動機、問

題の理解の促進、グループワークへの導入、自らの課題の設定などを行う。

もうひとつは大阪市・大阪府・堺市と立命館大学人間科学研究所臨床社会学プロジェクトが連携して取り組む、虐待する父親のための男親塾である。児童相談所との連携なのでケースワークと紐づけている。私は、当該自治体でカウンセリングも担当しているので、家族のケースにかかわるSV的な役割も果たしている。

この二つのグループワークには違いがある。虐待の加害親に関しては児童相談所の虐待対応のケースワークが機能し、伴走型の支援ができる。家庭裁判所が関与していることもあるのでケースワークが重要になる。DV加害にはそうした機能はなく、ケースワークはできない。配偶者暴力相談センターは児童相談所とは異なるからである。

こうしてDV加害者に寄り添うケースワークをどのように構築すべきなのかが、今後の制度づくりの課題である。本稿ではそれについて考えてみたい。

## 2. 司法との関係づけも必要

諸外国ではケースワークを機能させる司法の関与が強くあり(米国のDV特別裁判所など)、加害者プログラムが整備されている。諸外国のような受講命令・参加命令制度は日本にはない。偶発的ではある司法に関心をもつことがある。個別の裁判や離婚調停の過程において、司法が脱暴力プログラムに参加している当事者について関心を寄せることがある。事後的に、脱暴力支援のプログラムが、司法の

審議の過程で紐付けられる。私は次のような事案を経験した。

○虐待による傷害罪で在宅起訴され、執行猶予付きの判決となった父親である。男親塾に参加していることの証明を弁護人から裁判所に提出し、更生についての努力をしていることを説明した事例がある。判決の際にこのことを裁判長が指摘し、判決後も子育てのあり方を考え続けることを説諭した。傍聴していた新聞記者が男親塾について取材をしたいと要請があった。

○意見書を書いた DV 加害事件がある。これは妻による復讐型の殺人事件で、夫の DV に耐えかねた上での事件である。背景事情として夫が DV 加害をしていたことの影響は無視できないという意見書を書いた。私的鑑定である。

○歪んだ親密関係に陥り、恋人を殺害した事件の裁判所鑑定を担当した。殺人罪で起訴された若者の情状鑑定を要請された。判決は、嘱託殺人罪となった。背景に子ども期の虐待の影響(逆境的境遇)があることを指摘した。これは公的鑑定である。

○離婚調停中に DV グループワークに参加する DV 加害男性は多い。突然、妻子が家を出たという点も共通している。身体的暴力はもちろんあるが、関係性の暴力としてのモラルハラスメント事案が多い。この場合、グループワークに参加する動機としては、どうしてこうなったのかという不安を和らげるといった心理的安定を得ることが目的である。また、離婚調停を進める際の交渉材料にするという功利

的な動機も働く。私は、「結婚には失敗したが離婚には成功する」という動機形成を重視している。暴力が原因なのでそれを直視し、内省を深め、慰謝料や養育費の支払いに応じるといった「責任の召喚」をテーマにすることにしている。もちろん離婚それ自体による男性性ジェンダーの傷つきについてはケアすることになる。さらに親子関係が持続することへの父親の責任も強調している。脱暴力や暴力の気づきへと変換していく契機になる。

○DV に警察が介入し、傷害の被疑者として、留置もしくは拘置され、取り調べを受けることがある。釈放後の男性、在宅起訴中の男性が参加する。不起訴や略式の事例もある。略式起訴され虐待の傷害で罰金刑となり、並行して児童相談所のすすめで男親塾に参加している父親もいる。

○監護者によるわいせつ事案がある。グルーミングのようにして思春期の娘の胸を触った事例がある。触れ合い、親密さ、家族らしさという意識が背景にあったようだ。性犯罪ともなりうるという意識はない。娘が嫌な思いをしていると学校で訴えた。児童相談所に通報され、警察による取り調べを受けた。刑法改正の直後だったので、厳しく聴取され、最後は検察官による説諭もあったようだ。児童相談所は引き続きこうした意識を修正すべく関与を続けることになり、男親塾にオファーされてやってきた。

私たちが取り組む DV 男性相談や男親塾へと、当然だが、司法に指示され参加してくる男性はいない。弁護人、児童相談所、裁判官、警察・検察官など、暴力に関係す

る専門家たちが、その仕事の範囲において脱暴力を志向し、加害者の現実をクリアにするために、加害者プログラムに関心を示したということになる。この意味では、あらかじめ脱暴力のための加害者対策プログラムが制度化され、参加・受講命令制度があるわけでないが、効果的に利用されているともいえるだろう。児童相談所のケースワークの実践、刑事弁護人のケースセオリーの構築にそくしてこうした加害者対策が活用されている。

私は、内閣府の DV 加害者対策の制度構築に関与しているが、当面、受講命令・参加命令などの加害者対策が制度化されることはない。とはいえ、いずれ脱暴力プログラムが組み込まれることを想定しつつも、現行法の枠内でできることをし続けることを模索している。制度化となれば、動機づけられていない当事者たちが多数、表面化してくるので、脱暴力化の支援者もまだ慣れていないクライアントたちを相手にする必要がある。

これは非自発的な、抵抗する、動機形成が必要な加害の当事者へのアプローチとなる。プログラムの内容の工夫だけではなく、加害者をささえるケースワーカーも必要になると考えている。

これらの加害者対策の実践は、かねてより本連載で紹介してきた、脱暴力支援の根拠となる「治療的司法」という概念によって構成されている(本誌第28号で「臨床社会学の方法—治療的司法」)。私の諸実践は「概念実証」という取り組みである。これらの事例は、脱暴力支援の根拠となる概念にもとづいている。概念実証 **proof of concept (PoC)** という。さしあたり、

「治療的司法」という概念によって実践している。いずれに司法による命令制度ができた時に対応できるようにしておきたいからである。末尾にそれに関する書籍の書影を掲載してある。

### 3. 社会の関心の持ち方の工夫—関係コントロール型暴力の理解

虐待、DV、ストーキング、いじめ、ハラスメントなどの対人暴力についてはメディアが高い関心を示す。多くは事件報道的でセンセーショナルである。私は、事件検証風の報道には付き合うことにしている。最近では、福岡県中間市で起こった虐待と DV の重なる事案があり、それをドラマにした上で、検証的に報道をしたいというので、関与した。3歳男児の虐待死亡事件である。

2021年8月15日夜、自宅アパートで養父(23)に頭を殴られて意識不明となり、27日に死亡した。福岡県警は傷害容疑で養父を逮捕した。その後、男児の口にペット用の砂を入れるなどしたとして暴行容疑でも再逮捕され、母親(22)も逮捕された。9月25日、両者はさらに別の傷害容疑で再逮捕された。二人は殺人罪となり12年の懲役が確定した。女性はDVの影響による精神的支配の結果であり、傷害致死罪だとして控訴した。しかし共謀だとして認められず、確定した。

この事件に児童相談所は関与していないので児童福祉制度から検証はできない。これを社会の側から検証すべく、担当ディレクターが、裁判を傍聴し、判決後は刑務所に通い、両人に面会し、手紙のやり取

りを続けた。

この事件の特徴は、SNSによる関係コントロールである。ラインでのやり取りが25000通あった。それを分析して、取材の成果も反映させ、ドラマも制作して番組の特集が組まれた。「日常が溶ける・検証 コロナ禍の虐待事件」と題したハートネットTVである(初回放送日は2022年11月16日)。「息子のように虐待で苦しむ子どもたちが増えないため」3歳児を死亡させた母親が取材に応じたという。「学資保険をため定期健診を欠かさなかった母。しつけにこだわった父。この家族に何があったのか。傍聴、面会、100通を超える手紙、さらに出会いから逮捕までの半年間におよぶ2万5千超のLINEを追った」として番組がつくられた。

私は、この番組制作の過程で取材を受け、ドラマの脚本にもコメントした。特に、ラインによるコミュニケーションの独特さがあり、その短い文章から、暴力を発現させまいとして、母が彼の意識を先読みしていく会話が目立つようになり、それを「マインドリーディング(先読みと予期)」としてとらえ、「関係コントロール型の暴力」に自ら嵌りこんでいく様子が見られることについて話をした。「きちんとしつけしなさい」という彼の意向にそうようにラインに応答して、ラインに既読がつくかつかないか、その瞬時に「すいません、ごめんさない」というメールを返信する様子が赤裸々に残されていた。SNSによる、この連載で幾度も指摘した「関係コントロール型暴力」の典型であるとコメントした。

DVと虐待の重なり合いが悲劇を招い

た。加害男性は、親密な関係性を構築する際に独特な恐怖心や嫉妬心が機能していることも見られた。女性を失うことへの不安である。それが関係コントロールとして発現する過程が25000にもわたるラインメールから伺えたのである。

死亡事件は検証され、教訓化して、被害者支援と加害者対策に活かすことになる。児童相談所が関与していない事件であったとしても、死亡に至る経過のなかに社会的な介入の契機を探ることになる。

裁判では、DV被害者的な母親の状況は考慮されず、養父と共謀していたとして、同じ懲役12年を課せられた。養育の責任を母親に帰すことが多い社会意識が蔓延している中で、そこまで追い詰められた母親は、コロナ社会が拍車をかけるかたちで、子育てについて気軽に相談できない事態のなかを生きてきた。社会的に孤立していた。死亡した男児の実父は行方不明で、余儀なく母子家庭となった様子も垣間見える。この母親が家庭をつくる出発点からジェンダーによるハンディが覆い被さっているといえる。

しかしそれは争点とならない。そして、加害者となった養父が登場する。男性への依存も垣間見える母親の心理もある。母親の控訴は、共謀させられていたという主張に基づいている。ようやく主体的に意思決定ができた。この事案では、実母・養父・子どもという密室化された関係が社会的に孤立していく様子がよく見えた。子育ての責任を前提に追い詰められていく母親のライフストーリーも指摘できる。この事件から教訓化すべきことは多いとコメントし、社会病理としての様相

を指摘する番組となった。

#### 4. 脱暴力に向けたケースワークのために ケースフォーミュレーションに学ぶ

本格的な DV 対策にするためには、虐待において児童相談所のケースワークが作用しているように、事案に寄り添いながらコントロールに巻き込まれているアクター(関係者)を再関係づけするマネジメントが必要である。ここでは、今後、本格的に導入されることが望ましい、DV 事案におけるケースワークについて考えてみたい。それはケース・フォーミュレーションとケースワークの視点である。

ケース・フォーミュレーションは、心理臨床、精神医療の領域で用いられる。事例定式化と訳される。クライアントへの臨床について、その個人の経過をみながら、回復にむけてフレームを設定し、よい方向へと向かう臨床実践の定式化を行うことを意味する。既存の理論や先事例をもとにして定式化する際、①その主訴となる問題はなぜ、どのようにして生じたか、②その問題はどのように変化しているのか、③しかし問題が消失せずが続いているのはなぜか、④その問題は本人にどのような役割や機能をもって生起し、存在しているのか、⑤その問題を改善するためにはどのような支援が有効かつ必要なかなどをプロセスとして考慮し、定式化する作業を意味する。

ケース・フォーミュレーションはその領域で確立されたアセスメントをもとにして組み立てられ、個々の事例に有効な支援と実践の計画を立てるために必要と

なる。様々な問題理解のための理論と臨床の理論を用いながら組成される。特に暴力などのリスクのある事案にはこれは不可欠だ。ケース・フォーミュレーションが行われないと、支援が、援助者の恣意的な思いつきによって展開されることにもなりかねない。

ケース・フォーミュレーションで強調されるのは「課題の明確化・個別化」と「問題解決への仮説の構築とその検証」である。「課題の明確化・個別化」とは、クライアント一人ひとりの問題や状態を現実的に捉えることである。共通に定式化できる脱暴力のプランをもとにしつつも、その当事者の個人別脱暴力計画を目指す。

「問題解決への仮説の構築とその検証」では、支援の仮説の組み立て、その妥当性を援助の過程で確かめながら進める。対話だけではなく、関係コントロール型の暴力という仮説を想定し、加害性を広く視野に入れる。身体的暴力だけではない関係コントロールによる加害性を対象にして理解を促すケース・フォーミュレーションにすべきである。脱暴力のための仮説を関係性の変化のなかで再構築し、適宜、修正を加えていくことになる。

援助のプロセスを通じて、クライアントの変化を観察したり測定したり、常に仮説の正しさを検証しつつ援助が進められる。

また、ケース・フォーミュレーションはプロセスとして進行する。①当事者の問題の明確化と課題の確認、②脱暴力化に向かう仮説の模索と構築、③フォーミュレーション作業として男性性ジェンダーの視点も加味して対話を続ける。

## 5. 脱暴力へのソーシャルワークとケースワーク

一般に、脱暴力支援は、援助を求めないクライアントへの対応という面がある。虐待、DV、非行、ストーキング、ハラスメント、いじめなどの加害者の特性は共通にある。非自発的な、抵抗する、動機づけられていないクライアントといわれている点である。この人たちに働きかけるケースワークや対話となる。

ケースワークとは、困難な課題、問題をもった対象者が主体的に生活できるように支援、援助していくソーシャルワーク(社会福祉援助技術)のことである。個別援助技術のことでもある。ケースワークは、クライアントの生活における諸問題(生活困難、問題解決、社会生活に関するニーズの充足など)について、改善を行うこととされている。

古典となっているが、「バイステックの7原則」がある。これはアメリカのケースワーカーで社会福祉学者のフェリックス・バイステックが1957年(尾崎新ほか訳『ケースワークの原則-援助関係を形成する技法』誠信書房、2006年)に示したケースワークの原則である。現在においてもケースワークの基本として認識されている。次の7つのことである。

・個別化—当事者の抱える困難や問題は、人それぞれの問題であり同じ問題は存在しない。この原則において当事者のラベリング(いわゆる人格や環境の決めつけ)とカテゴライズ(同様の問題をまとめ分類してしまい、同様の解決手法を執ろう

とする事)はできない。

・受容—当事者の考えは、その人生経験や必要や必然の思考に由来する。個性ともいえる。たとえ司法の当事者で、犯罪や暴力の課題をもっている、その当事者個人については受け入れることになる。当該の問題行動を許容するわけではない。人を受け入れることと道徳や社会のルールに反する行為を受け入れることは違ふとし、あくまで「ケースワーカーが受けとめる対象は現実である」と述べている。そのような意味でケースワーカーはクライアントをあるがままの姿で捉えることが必要であるとバイステックは主張している。

・意図的な感情表出—当事者の感情表現の自由は認める。特に抑圧されやすい否定的な感情や独善的な感情などを表出させることで当事者自身の枠を取り払い、逆にクライアント自身が自らを取り巻く外的・内心的状況を受け入れやすくする事が目的である。またワーカーも当事者に対しそれが出来るように、ミラーリング効果を発揮すべきである。つまり自らの感情表現を工夫する必要がある。

・統制された情緒的関与—ワーカー自身が当事者自身の感情に呑み込まれないようにする。当事者を問題解決に導くため、ワーカー自身が当事者の心理を理解し、自らの感情を統制していく事である。

・非審判的態度—当事者の行動や思考に対して、ワーカーは善悪を判じないこと。ワーカーは補佐であり、現実には当事者自身が自らの課題を解決せねばならないため、その善悪の判断も当事者自身が行うことを目指す。一般に人間は、基本的に

自分のことを否定するものは信用しないので、受容の観点からも、これは重要となる。

・利用者の自己決定—あくまでも自らの行動を決定するのは当事者である。問題に対する解決の主体は当事者である。ここから、ワーカーによる当事者への命令的指示は退けられる

・信頼と秘密保持—当事者の個人的情報・プライバシーはもらしてはならない。「個人情報保護」のことである。

これらは、利用者と援助者間の「信頼関係(ラポール)」を構築するための倫理と行動の原則として指摘されている。加害者対策のなかの脱暴力支援で寄り添いながら(伴走型)、暴力行動の変容にむけて協働することになるのが加害者プログラムの実施者なので参考にしていく。

しかし、加害者プログラムの内容ではなく、ケースワークの仕組みがないので、ケース・フォーミュレーションとともに、この原則に配慮していくのが現実的だろう。私たちの取り組む京都府と協働した男性問題相談事業はこれを目指している。

## 6. 加害者対策へのソーシャルワークの構築

グループワークでは、以下に述べるような手法を用いながら、各人の変化を反映させる柔軟なケース・フォーミュレーションとしている。

加害者対策の基本として、暴力の背景に男性性ジェンダー問題を置いている。加害男性の置かれた状況は千差万別だが、

暴力発現の構造として、男性性ジェンダー問題が存在している。当事者にもジェンダー問題について理解を深めてもらうことが重要だと考えている。

男性性ジェンダー問題からの暴力論やマイクロアグレッション論をもとにして、①関係コントロール型の暴力であることへの理解、②自己理解としての男性性ジェンダーの視点からライフストーリーワーク、③脱暴力に向けた語彙と文脈の獲得(ナラティブアプローチ)、④そのためのナラティブの様式化と脱暴力を目標にした戦略的な人生の再構成(ストラテジックシェアリング)、⑤シェアリング的なコミュニケーションをとおした親密さと共感能力を養うこと、⑥他罰性をなくして責任を召喚すること、⑦「I」メッセージの練習、⑧アサーションとアファメーションを会得することなどを加害者プログラムに組み込んでいる。この連載では、第48号(2022年3月)に「臨床社会学の方法(36)暴力の文化—Micro Action for Violence-Free プロジェクト構想—」として紹介した。

加害者臨床は、動機づけられていない当事者たちなので、複雑、困難なケース運びを余儀なくされる。私たちの前には、不本意な当事者として現れる。不甲斐ない面もある。社会的には「介入」という局面を経験しているからである。子ども虐待では児童相談所(行政)や家庭裁判所、警察が保護のために家庭に介入する。夫婦・男女間の暴力は妻からの非難や家出がある。また、地方裁判所が保護命令を発出し、警察に通報があり、暴力による離婚となると調停が機能すること事案もある。ス

トーキング行為があれば接近禁止命令が発出され、生活安全のために警察が動く。

こうして加害者化がすすむ。責任回避もおこる。他罰的な言動もみられる。抵抗する、非自発的な、不本意な当事者として立ち現れるのである。こうした加害者たちとのグループワークである。

プログラム内容とは別に、それが当事者の問題状況や克服すべき課題にそくして作用するようなケースワークがどうしても必要となる。

## 7. グループワークに伴走する脱暴力ソーシャルワーク

私たちが京都や大阪で取り組む脱暴力化支援は、固定的なプログラムありきのものではなく、参加者の出来事や課題が明確になるように、ボトムアップを重視しつつも男性性ジェンダー、家族関係論、対人暴力理論の基本問題から自らを省察できることをめざした「内なる知識生成」を重視している。仮にグループワークで男性性ジェンダーにもとづき20個くらいの暴力理解の省察的概念(家父長制、関係コントロール型暴力、男性性ジェンダーなど)が当事者男性の内部に形成できる。それをもとにして脱暴力にむかうグループワークへの参加動機と自分の課題構築の内容を組んでいく。脱暴力にむかう次なる段階へのマイクロアクションの体系化という意味である。個別のコンサルテーションも必要となるので、グループワークの合間に個別面談も実施している。

たとえば、京都のグループワークの参加者である70歳代のAさんは、自らの体

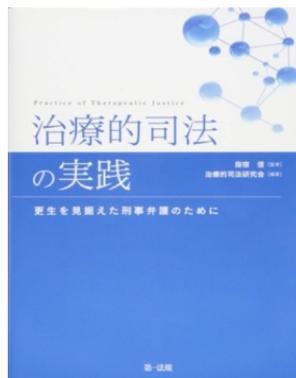
験から「家父長制」という概念に行き着いた。Bさんも男性性ジェンダーに気づかなくてもよい「無自覚的存在としての男性」に気づき「男らしさの鎧」という言葉が降りてきた。この視点から、情緒的関係性としての家族ではなく勝ち負けを家族に持ち込んでいた。ビジネスモードでの家族運営者という気づきも得た。Sさんは、愛情表現できない、離れてしまうという恐怖に基づき女性をコントロールしていた「関係コントロール型行動」という概念が腑に落ちたという。そんな対話をとおしてグループワークの成果の共有をする。重視していることは、個人の課題の明確化である。自らの体験を社会問題と重ねていく。新しい語彙を獲得する。ナラティブのもとになる。

私は、マイケル・ホワイトらの厳密な意味でのナラティブ・セラピーを男性問題相談実践に活用している。これは先の第48号でも記した。こうした概念と暴力へと至るライフストーリーワークが重なりあうようにグループワークを展開している。自分史のなかに暴力の発現の必然性を探る機会として2年間のグループワークはケースワーク的に機能する。パートナーとの関係がどのように変化しているかについても理解をしたいので、初期面接を担う担当者(グループワークのファシリテーターではない)がパートナーコンタクトをすることもある。子ども虐待に関わる児童福祉の枠内での脱暴力化支援のための男親塾とはまた異なるDV加害男性向けのグループワークの特徴である。児童福祉の枠ではなく、ジェンダー問題の枠による意味づけのグループワークで

「臨床社会学の方法(39)脱暴力支援のグループワークとケースワーク」(中村正)

ある。暴力性には気づくが加害性には気づきにくい男性たちとの協働作業である。

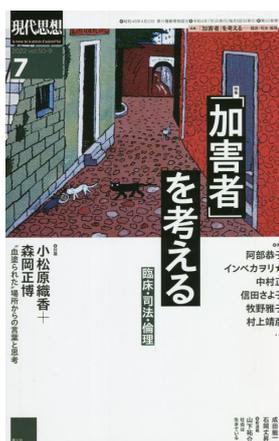
○概念実証(「治療的司法」についての論考や書物)



『治療的司法の実践—更生を見据えた刑事弁護のために』(治療的司法研究会編、2018年、第一法規)



『季刊 刑事弁護』64号、現代人文社、2010年10月15日



『現代思想』誌  
2022年7月



『法と心理』法と心理学会誌  
(第18巻1号、2018年、日本評論社)

立命館大学

(産業社会学部・人間科学研究科)

2022年11月30日